

# 自転車乗車用ヘルメット 着用努力義務化！

令和5年4月1日から自転車に乗る  
全ての人に乗車用ヘルメットの着用  
が努力義務になりました。

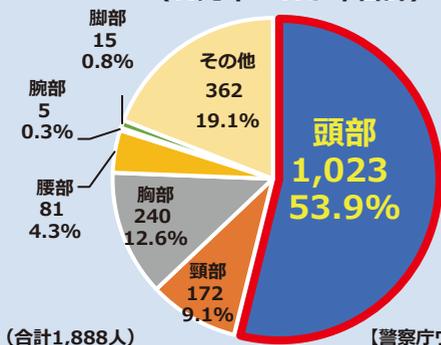


ヘルメットをしてなかったら、  
どうなるんですか？

全国で調査した結果、自転車の死亡事故では、  
**頭部の損傷が致命傷になるケースが半数以上**  
であり、また、ヘルメット非着用の場合、着用時  
と比べて**致死率が約1.9倍も高くなります。**



自転車乗車中の  
人身損傷主部位別（致命傷の部位）  
（R元年～R5年合計）



自転車乗車中の  
ヘルメット着用状況致死率  
（R元年～R5年合計）



【警察庁ウェブサイトより】

# 自転車乗車用ヘルメット着用率

**20.7%** (R5年7月、県内で調査)

石川県内の調査では、自転車利用者の**20.7%**がヘルメットを着用していました。

しかし、中学生を除くと、着用している人はわずかしきありませんでした。

## 自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



YouTube

「石川県警察公式チャンネル」



「ヘルメットの効果」



「自転車安全利用五則」

石川県警察